

高齢者らの活用へ留意点学ぶ



高齢者雇用に関する法的な留意点を解説する岡崎教行弁護士=松江市千鳥町、ホテル一畑

第111回経団連労働法フォーラム島根大会が2日、松江市内で2日間の日程で始まった。少子高齢化

に伴い、労働力不足が問題となる中、貴重な扱い手となる女性や高齢者の働きやすい環境づくりを、労働法

経団連労働法 フォーラム 松江で島根大会開幕

の面から考えるのが狙い。初日は、弁護士がポイントを解説した。島根県経営者協会（古瀬誠会長）と中国、四国各県の経営者協会などが主催。総合テーマに「多様なライフサイクルを考える（全員参加、生涯現役で活力ある地域経済）」を掲げ、全国から経営者や弁護士ら約540人が参加した。

初日は、第一東京弁護士会所属の岡崎教行弁護士が判例などを示しながら、定年退職者の雇用問題について説明。定年退職者の再雇用を拒んだ場合、勤務態度の悪さが理由でも、損害賠償を請求されれば、会社側の責任を問われる可能性が高いとし、法律への理解を深めるよう訴えた。

一方で、家族との時間を大切にするケースなど定年退職後の働き方のニーズの多様さを踏まえ、「勤務時間や賃金といった労働条件の設計を工夫することで、高齢者の活用を促進できる」と強調。労使協定の内容を再確認する重要性を説いた。

最終日の3日は、島根県内の経営者が高齢者や女性の働き方について討論する。